


一般質問通告書

次のとおり、質問したいので通告します。

平成26年5月19日

山北町議会議長 池谷 荘次郎 殿

受付番号	第3号	質問議員	6番	石田照子	
件名	急傾斜地の土砂災害予防策と、住民への周知				
要 旨					
<p>近年、地球規模での異常気象が多発しており、その被害規模も非常に甚大になっていることが気になります。日本だけをみても、記憶に新しいのは昨年10月16日未明、伊豆大島町に台風26号による豪雨が、大規模な土石流災害を引き起こし、39名もの行方不明者を出し尊い命が奪われてしまいました。</p> <p>当町でも昭和47年災では、死者6名、重軽傷者24名、行方不明者3名を出し、最も被害の大きかった箒沢地区では、28戸のうち25戸が全壊または流失をしました。また、平成22年9月には世附地区が集中豪雨に見舞われ、土砂崩れで道路が寸断され、家屋が押し流され1人が生き埋めになり無事救助されたものの、復旧には多額の予算と、時間が費やされました。</p> <p>このような、事態から国民の生命を保護するため、昭和44年7月に急傾斜地法が施行されました。また、県では独自に国の採択要件を緩和した基準を定め、市町村からの事業申請により、採択された地域の対策工事を行っています。これにより、当町でも第5次総合計画の中で、2か所の急傾斜地崩壊防止工事が5年計画で予定されています。</p> <p>さて、県では昨年土砂災害防止法に係る指定区域の説明会を各地で開き、危険地域の近くに住居を構える方々への周知と、いざというときの早目の避難を呼びかけました。それを受け、町では、防災マップへ急傾斜地崩壊危険地域、土砂災害警戒区域、山腹崩壊危険地区や、浸水想定区域を色分けし、明確に示しました。</p>					

しかし、防災マップに示すだけでは、詳細は伝わらないと思います以下について質問します。

- 1、国の基準10戸以上や県の基準5戸以上にあてはまる地域の方々へ、専門的かつ技術的な事項について、町としての確な情報提供をするべきと思うがどうか
- 2、国や県の基準に満たない地域の方々へも対応が必要と思うがどうか
- 3、地域住民への周知に留まらず、危険地域は町内外の誰にでもわかるように看板等の設置が必要ではないかと思うがどうか